

<p>事務局</p>	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回島本町農業委員会を始めさせていただきます。</p> <p>恐れ入りますが、着席にて進行をさせていただきます。</p> <p>本日の案件でございますが、本日配付しております資料のとおり、報告案件が10件、審議案件が2件となっており、事前に資料は郵送をさせていただいております。</p> <p>それでは、本会議規則第6条の規定により、好本会長に議長をお願いします。好本会長、お願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>皆様、ご苦労さまです。令和6年に入って1月がなかったんで最初の審議ということになります。先ほどありましたように、報告案件10件、審議案件2件、そのあとほとんどの方が、引き続き、農林業祭反省会等々の長丁場になると思いますので、ご苦労さまです。よろしくをお願いします。</p> <p>それでは、審議に入る前に委員の出席状況について報告いたします。委員14名中、出席13名、欠席1名であり、会議規則第7条の規定により、本農業委員会は成立していることを報告させていただきます。</p> <p>次に、本日傍聴者はありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。傍聴者が1名おられます。</p>
<p>議長</p>	<p>審議に入ります前に、委員の傍聴がございますので、傍聴を認めるかどうかお諮りいたします。</p> <p>傍聴を認めてもよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。異議がないようですので、傍聴を認め、入室を許可いたします。</p> <p>それでは、議案に入りたいと思います。報告案件は10件ございますが、一括して事務局のほうに説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局から説明のほう、させていただきます。</p> <p>それでは、1ページをお開きください。こちらのほうは農地法第3条の3第1項の規定による届出で、相続により権利を取得した案件として、報告案件1から3の3件をご報告させていただきます。</p> <p>本件は、大字尺代が5筆の農地について、相続があり、所有権が移転さ</p>

れた旨の届出でございます。

続きまして、7ページをお開きください。大字尺代が8筆の農地について、相続がありまして、所有権が移転された旨の届出でございます。

続きまして、12ページをお開きください。本件は、広瀬5丁目の1筆の農地について、相続がありまして、所有権が移転された旨の届出でございます。

以上が、農地法第3条の3第1項の規定による届出でございました。

続きまして、15ページをお開きください。

ここからは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、報告案件4から6の3件をご報告させていただくものでございます。

本件は高浜2丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。露天駐車場のための転用となっております。なお、当案件は、転用届の提出漏れの農地であったことから顛末書を添付していただいた上、届出を受理したものでございます。

続きまして、19ページをお開きください。

本件は高浜3丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。駐車場の進入路の築造となっております。転用目的は築造となっております。なお、当案件は、転用届の提出漏れの農地であったことから顛末書を添付していただいた上で、届出を受理したものでございます。

続きまして、23ページをお開きください。

本件は高浜1丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものでございます。建物の敷地利用のための転用となっております。なお、当案件は、農地転用届の提出漏れの農地であったことから顛末書を添付していただいた上、届出を受理したものでございます。

以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございました。

続きまして、27ページをお開きください。

ここからは、農地法第5条第1項第7号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分以外のものとして他の目的に転用するもので、報告案件7から10までの4件をご報告させていただくものでございます。

本件は、山崎3丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は住宅用地となっております。

続きまして、33ページをお開きください。

本件は、山崎3丁目の2筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は住宅用地となっております。

続きまして、39ページをお開きください。

本件は、桜井2丁目の一筆の農地について、転用の届出が提出されたも

<p>議 長</p>	<p>ので、転用目的は駐車場となっております。なお、40ページから50ページにかけて、従前地図、位置図、仮換地指定図等を掲載しております。</p> <p>続きまして、51ページをお開きください。</p> <p>本件は、桜井2丁目の一筆の農地について、転用の届出が提出されたもので、転用目的は駐車場となっております。こちらは52ページから63ページにかけて、従前地図、位置図、仮換地指定図等を掲載しております。</p> <p>以上が、農地法5条第1項第7号の転用届出でございました。</p> <p>以上、各報告案件についてご説明のほうさせていただきました。</p> <p>簡単ではございますが、事務局からのご報告は以上でございます。なお、これまでもご説明させていただいておりますが、個人情報保護の観点から、個人情報の取り扱いに関しましては、十分ご注意くださいよう、改めてお願い申し上げます。</p> <p>以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から説明のありました案件について、委員の皆様からのご意見、ご質問等がありましたらお受けいたします。</p> <p>特にないようですので、審議を終結し、ご報告を受けたものといたします。</p> <p>それでは、報告案件の審議が終わりましたので、審議案件に入りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、審議案件1の説明をさせていただきます。</p> <p>議案書の64ページをお開きください。</p> <p>こちらのほうも何回もご説明はさせていただいているんですけど、また改めてご説明のほうさせていただきます。</p> <p>これまで、調整区域の農地の貸借につきましては、「農地法第3条に基づく許可を受ける場合」と、農業経営強化促進法に基づく「農用地利用集積計画による場合」の二つの系統がございましたが、農用地利用集積計画によるものは、令和5年度以降は、地域計画を活用した貸借と、地域計画を活用しない貸借で行うこととなり、どちらも中間管理機構であるみどり公社とのやり取りが必須となります。しかしながら、地域計画を設定いたしますのは、ほぼ全ての市町村が現在行っているというところがありますことから、時限措置といたしまして、従前の利用権設定が令和6年度末まで活用できることから、従前の手法である借り手との交渉を行い、相対契約を締結する手続が可能です。</p>

今回の利用権設定につきましては、相対契約を締結する方法にて行うものですが、このたび、当申請を提出された方につきましては、申請時点におきまして、農業経験はあるが、農地と農機具施設を保有していないという状況でございました。ですから、新規就農者として手続を進めたものでございます。これまでの利用権設定に係る書類などでは、営農継続の有無については判断できないことから、65ページから66ページの営農計画書と、あと67ページの営農誓約書を別添資料として提出していただいて、令和6年1月29日に会長及び会長代理、事務局にてその方と面談を行いました。当面談をとおしまして、農地の権利取得に関する主な要件となっております全部効率利用要件、常時従事要件、地域調和要件などを理解され、申請人が当該地において継続して営農を続けていけるかどうかというのを確認いたしました。65ページから66ページの営農計画書にございますように、当該申請人は、25年間の援農経験がありまして、農業用機械においても、レンタルする手配が整っておりまして、出荷先も明確であるということでもございました。また、島本町桜井に今居住地があるということから、耕作地への従事も行いやすく、緊急時の対応も可能でございます。また66ページの最後のほうに記載されておりますとおり、その他参考となるべき事項や、67ページの営農誓約書などに記載してありますとおり、営農に対する強い意志というものがあるというふうに判断いたしました。そのため、事務局といたしましては、新規就農者として異議はないと判断しましたところ、会長及び会長代理からも異議は出なかったことから、70ページにございますように、本町新規就農者として認める旨の結果を通知した上で、当該申請書を受理し、新たに利用権を設定するための手続を行うものでございます。

次に71ページをご覧ください。

71ページが貸し手用の申請書でございます。そして72から73ページまでが借り手用の申請書となっております。そして74ページが農用地利用集積計画、75ページが借り手の農業経営の状況など、ちょっとさかのぼって68から69ページが地図、76から78ページが当該地に関する情報でございます。68から69ページに位置図のほうを付けております。

この計画の要件には、農業経営基盤強化促進基本構想に適合すること。2番として、利用権の設定などを受ける者については、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること。農作業に常時従事していること。3番といたしまして、利用権を設定する土地について、関係者全ての同意を得ているということ。これらの要件が必要となります。

これらは基本的には農地法第3条の許可要件と同じになっており、当申請書及び集積計画等には不備はございません。そのため、農業委員会にお

<p>議 長</p>	<p>きまして、決定いただきたいと存じます。 事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>ただいま事務局から説明ありました案件は、私の高浜地区かつ面談案件となっておりますので、私から少し補足させていただきます。</p> <p>該当者の方については、先ほど説明がありましたように、営農意欲が強く、経験も長年ありまして、近くの場所で独立したいということで、島本高浜地区で農地を探されており、地権者のほうとも合意がなされているということから、承認していいものと判断いたしました。</p> <p>この点につきまして、馬場会長代理のほうから、補足説明がありましたらお願いします。</p>
<p>会長代理</p>	<p>はい。好本会長の申し上げたとおり、本人が意欲のある方で、借り手と貸し手合意してますことから、長い間農業をしていただけるものだと確信をいたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、委員の皆様からご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。</p> <p>特にはありませんでしょうか。</p> <p>はい、■■■■委員、どうぞ。</p>
<p>委 員</p>	<p>高浜のことはよく分からへんのやけどね、作物、米作りになっているんやけども、我々のほうの地元では、水利権が大変なことになるんやけども、この点高浜は土地改良区等でやっておられると思うんやけども、その辺のいきさつというんか、経過等、細かいところは農地法とは別に、どういふふうな対応をされるんですか。</p>
<p>議 長</p>	<p>じゃあ私のほうから。</p> <p>高浜の水利権というのは、東部土地改良区が淀川から取水するために、あの辺り一帯の取水権をまとめてポンプ場としているもので、各地区に送っております。で、そのもともと貸し手の方の土地に水利権がありますので、その土地をそのまま水利権を使って耕作していただくということになります。</p>
<p>委 員</p>	<p>多分、使用するに当たって金額を、使用金額あるんだけども、その辺は、貸し手のほうと借り手のほうの話合いで済むわけですか。</p>

事務局	<p>その辺は貸し手、借り手と調整した後に、周辺の隣接する地権者及び、当高浜で言いますと、実行水利組合のほうと組費、水利費、全て含めて調整した後に、最終的に承認ということになると思います。</p>
委員	<p>使用料の金額、大したこともないけれども、我々の地域と違って、要はたっぷり水はあるんですね。その辺が私どもの地元と照らし合わせて少し気になりました。</p> <p>ありがとうございます。</p>
議長	<p>はい、ほかにはありますでしょうか。</p> <p>そのほかの質疑がないものとしまして、採択に入りたいと思います。</p> <p>島本町の農業経営基盤強化促進基本構想に基づく農用地利用集積計画の利用権設定について、今の説明のとおり、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。</p> <p>次に、審議案件2について、事務局のほうの説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、審議案件2につきまして、事務局のほうから説明のほう、させていただきます。</p> <p>審議案件2、「島本町農業経営基盤強化促進基本構想改正案について」</p> <p>79ページをお開きください。皆様、すみません。本日、お席のほうに配付しております別紙1の資料の1ページを見ていただきます。このカラフルな、これですね。ピンク色とかオレンジ色とかが混ざっている、ちょっとこれも合わせて見ていただきたいと思います。</p> <p>まず、こちらの説明をさせていただきます。</p> <p>本件につきましては、今回、大阪府農業経営基盤強化促進基本方針という法律のほうなどの改正が行われたことを受けまして、各市町村が策定しております農業経営基盤強化促進基本構想を変更する必要がある場合がございます。</p> <p>主な変更項目点といたしまして、資料1にありますとおり、1番、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営(国版認定農業者)及び新たに農業経営を営もうとする青年等(認定新規就農者)が目標とすべき農業経営の基本的指標(水準)。2番といたしまして、効率的かつ安定的な農業経営の指標(国版認定農業者の経営モデル)。3番といたしまして、担い手への農</p>

用地の利用の集積に関する目標値。

次に、主な変更内容といたしまして、項目1、担い手への経営発展につながる支援策の活用対象を拡大するため、経営計画の所得目標を見直し。項目2といたしまして、担い手の経営安定化につながる品目等に絞り込み。項目3といたしまして、集積率の対象とする農地を府耕地面積から、農政施策の対象とする農地面積に変更がございます。

それを受けまして、今般、島本町農業経営基盤強化促進基本構想案を大阪府の意見なども参考にいたしまして、議案書のとおり、改正案を作成いたしました。

当改正につきましては、農業委員会の皆様の意見を聴取することから、当委員会におきまして、ご意見を頂戴したいと存じます。なお、黄色のマーカ―がひかれた箇所が今回追記及び変更したところでございます。

まずは主な変更点を説明のほういたします。

先ほど説明しました配付資料の、このカラフルなものですね、変更内容の項目1を反映した箇所としては、まず82ページをお開きください。こちらのほう、真ん中にあります、生涯所得に相当する年間農業所得を今まで600万円だったのを550万円に変更しております。

次に85ページをお開きください。こちら真ん中よりちょっと下ぐらいのところにあります、経営開始から5年後に達成すべき年間農業所得を250万円から220万円としております。

続きまして、変更内容の項目2を反映させた箇所として、84ページをお開きください。表が真ん中にご確認いただけると思うんですけど、こちらの表のとおり、黄色の箇所のところでございます、営農類型の箇所に修正を加えております。

最後に、変更内容の項目3を反映させた箇所ですが、こちらにつきましては、議案書87ページをお開きください。こちらの真ん中の少し上にあります、第4の1をご覧ください。こちらのほう、黄色でずっと修正を加えているんですけども、こちらのほう、集積率の対象農地を府耕地面積としていたものが、地域計画策定区域内の農地面積とプラス生産緑地面積となったことから、それぞれ文言を追記修正、あと集積率の変更のほうを行っております。集積率につきましては、各市町村の状況を鑑みまして、大阪府が提案してきた、提示してきた参考値を採用したのとなっております。

以上が今回の法改正に伴う主な変更となっております。

そのほかにも修正及び追記したものはございますが、軽微な修正となっております。

簡単ではございますが、審議案件2、「島本町農業経営基盤強化促進基

<p>議 長</p>	<p>本構想改正案」の説明は以上でございます。</p> <p>当改正につきまして、委員の皆様から何かご意見がありましたら、よろしくお願ひいたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>それでは、農業委員の皆さんからのご意見とご質問お受けいたします。大丈夫でしょうか。</p> <p>ではご意見がないものとして採択に入りたいと思います。</p> <p>島本町農業経営基盤強化促進基本構想の改正案について、承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(賛成者 挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成と認めます。</p> <p>したがいまして、改正案1、2につきましては、原案どおり、追記、修正することで承認いたします。</p> <p>これをもちまして、本日の審議案件終了いたしました。</p> <p>皆様、委員のほうから特にこの機会に何かご意見ございますでしょうか。</p> <p>大丈夫ですか。はい。</p> <p>では、本日の議案は全て終了いたしました。どうも皆様、ご苦労さまでございました。</p> <p>事務局のほうから何かありますでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局のほうから、1点、皆様に連絡事項がございます。</p> <p>皆さん、7月ぐらいに活動記録簿というものを配付させていただいたのを覚えていらっしゃるでしょうか。</p> <p>こちらのほう、令和6年度にまた活動記録簿を基に、農業委員会の活動点検評価というものを行って、大阪府、最終的には国に報告しないといけなくなります。ですので、活動記録簿を提出していただく準備のほうを今から始めていただきたいと思います。提出期限は、一旦ここで決めさせていただきたいんですけども、令和6年4月5日までにメールかファクシミリ、あと窓口に出していただいても構いません。皆様お忙しい中大変やと思うんですけども、何とぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>あと、基本構想の改正案については、すみません、ちょっと追加で補足させていただきますけれども、異議がなかったということで、異議なしということで承って、町のほうには報告し、最終大阪府と協議するという形にしますので、よろしくお願ひいたします。</p>

議 長	事務局からは以上でございます。
委 員	その他、何かありますでしょうか。
事務局	すみません、私から一つ。これ、事務局さん、何でしたっけ。横に1枚付いてたの。テーブルの上。差し替え。
議 長	差し替え分でございます。
事務局	尺代のところの分の差し替え
議 長	そうですね。
委 員	はい、ありがとうございます。
議 長	特にないようですので、これで議長を解任させていただきます。
委 員	質問いいですか。
議 長	はい、どうぞ。
委 員	この活動記録簿っていうのは、3月の。いつまでの活動記録。
事務局	3月までの分です。
委 員	3月いっぱいまで。
事務局	そうですね。はい。
議 長	じゃあこれで解任させていただきます。ご協力、いろいろありがとうございました。
事務局	それでは、以上をもちまして、第3回島本町農業委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところお集まりいただき、ありがとうございました。お疲れさまでございました。引き続き、農林業祭の実行委員会のほうに出席される方、よろしく願いいたします。